

九州中部山村の社倉の分布とその意義

牧野洋一

一、序言

九州中部山村には、焼畑農業の展開する地域の中で、明治以降社倉を核として機能する地域が、相互扶助の精神から社倉穀をもち、共同体的色彩を強くもつ集落として密に分布する地域があった。一つは米良莊(1)であり、他の一つは鞍岡村（現在三ヶ所村と合併して五ヶ瀬町）である。熊本県と宮崎県境をなす九州中部山村の脊梁部付近の村々を調査した結果、社倉の密に分布した地域はこの二つの地域であることがわかつた。社倉の分布から知りえたことは、九州中部山村の焼畑農業地域において零細な農民が相互扶助的に生活を展開する米良莊や鞍岡村のような社倉の分布地域と、昭和三五年頃まで分益小作や労働小作により地頭に強く依存した名子層をもつ社倉の非分布地域があることである。筆者はこの点を問題として取上げたが、同時に明治以降の九州中部山村の社倉の実態について明らかにしようととした(2)。九州山村の社倉制の研究は将来における食糧の備蓄問題について、いくつかの重要な示唆を与えることができよう。

米良莊における社倉が一部は幕末に起源をもつとしても、大部分は明治期に起源をもち、その社倉制が大正～昭和期にかけてまで存続したことは、当然それぞれの時期に対応して機能が変化していくことが推察される。社倉設置の第一の目的が備荒貯穀にあり、その備穀を不幸のあつた家に貸出して一時的に救済することが主要な機能であった。ところが戦後まで存続した社倉制は、備荒貯穀というよりも、零細な農民の零落防止により集落の維持存続を計るという機能へと変化し、焼畑経営を基盤にした生活の維持存続に重要な役割を果したと言えるだろう。焼畑耕作は多くの労働力を必要とし、とくに共同の農作業を必要とした。社倉に共有財産である米を主とした穀物を有することは共同意識を高めるには大変効果があった。

米良莊の仲間倉と鞍岡村の備惣倉が一応備荒貯穀の趣旨を貫徹したと思われるのは、この社倉穀が祝儀用としては最後まで利用されなかつたことである。社倉穀の存在が米良莊の住民に一応精神安定剤となり、災害等による交通途絶や火災に際して食糧供給をえられるという安堵感は大きなものがあつたであらう。米良莊の社倉の一部が戦後まで存続した理由は、社倉組が葬式組とほぼ一致していたために、葬式を行ふに必要な道具が共有財産として倉に保管されたことにある。社倉組は葬式組毎に農民の相互扶助を目的として組織された。もう一つは必ずしも糲米のみの貯穀ではなく、他の穀物も貯蔵していたからである。戦時中米の供出制度が確立すると、社倉に入れる米がなくなり、代りに他の穀物を入れていた。社倉の多くはこの時期までに廃され、戦後まで機能していたのは四つの社倉である。

米良社倉の設置の理由は、第一には米良莊が食糧生産の場として低位生産地域であったために、食糧の余裕がなく常に食糧不足に悩んでいたこと、第二には社倉の設置をするだけの教育的レベルが向上していたことがあげられる。社倉制は土着の農民には適用されたが、外来の土地を持たない住民には適用されなかつた。その点では外来者にとつ

て、この山村社会が極めて閉鎖的なものであったと言えよう。

社倉制は農業生産力を積極的に高めるための効果としてはあまり期待できなかつた。食糧不足を解決する対策としては積極的に開田事業を行い、食糧増産の途を講ずることが必要であつた。西米良村大字竹原では明治二八年一月から四〇年にかけて一二年間仲間倉が設置され、社倉制を実施してゐた。社倉制を明治四〇年に廃止して、社倉組員は明治四三年から開田事業に取組み、昭和二年には三・一六町歩の開田に成功した。開田に成功するや「共同田」として耕作し、稲の収穫量を組員で分割した。同時に共同田耕作を継続した昭和二四年まで、共同田で収穫された米の一部を用いて、再び社倉制を実施してゐた。このような竹原組の事例⁽³⁾は米良荘では他にはないが、社倉制を廃して積極的に食糧不足と取組み、開田事業に成功したために三三戸の社倉組員が今日でも二八戸残存するほどである。

二、米良荘の社倉について

(1) 社倉の起源

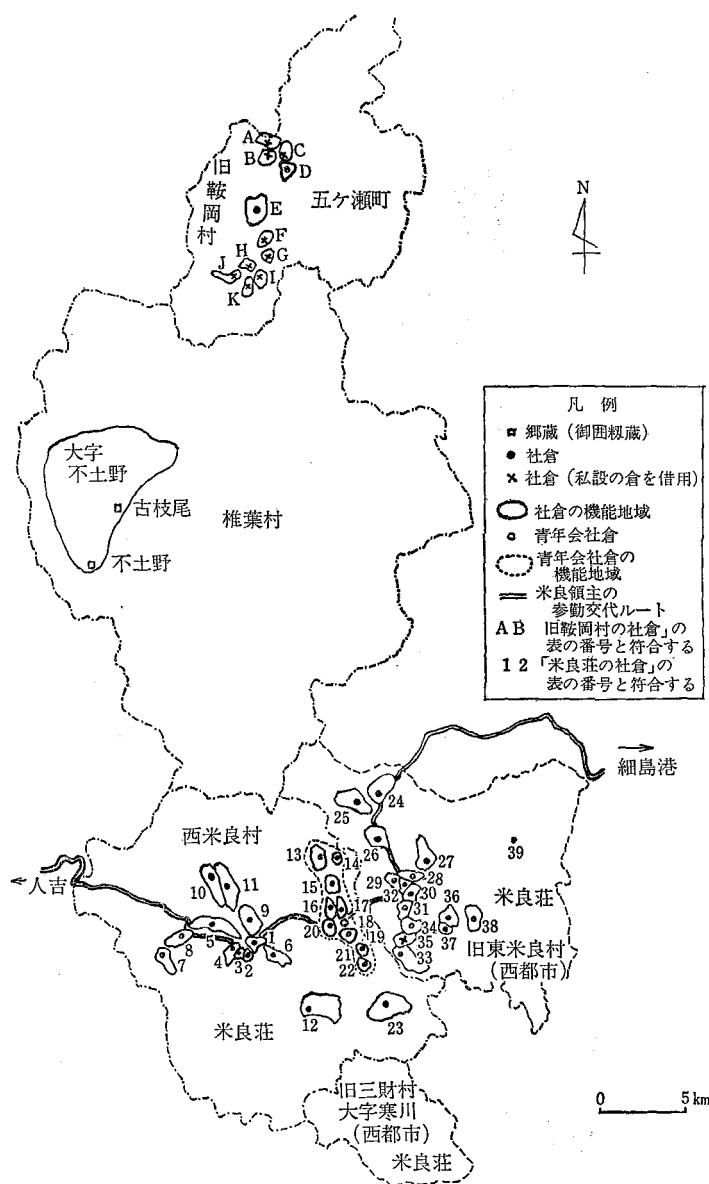
米良荘の社倉は西米良村に二二か所、西都市の東米良村に一六か所、計三九か所に設置されていた。しかも西都市大字銀鏡字原の上原組の社倉は、昭和四五年八月一〇日まで備荒貯穀倉として機能していた。このような新しい時期まで機能していた社倉が、江戸期から存続していたのか、明治以降設置されたものであるかを明確にすることは、米良の社倉の性格を明らかにし、米良山村の社会構造を考える上で重要である。結論的に述べると、米良荘の仲間倉と呼ばれる社倉は、大部分が明治以降設置されたもので、幕末に設置されたものは二ヶ所であるにすぎない。その一つは西米良村大字小川の沢水(当時米良荘の中心集落の一つ)組の仲間倉である。倉仲間は九人で倉肝煎は二人であつ

た。昭和一九年頃社倉制を廃止して、昭和二五年頃に仲間倉を解体した。その折に仲間倉にあつた米櫃を希望者に分けたが、その中の一つが浜砂添氏宅に保存されており、その米櫃には「五ッ内 弘化三年出来」と記されている。この米櫃は沢水組の仲間倉設置に際して製作されたであろうから、弘化三年（一八四六）は仲間倉設置の年を示すものであろう。この米櫃は三石二斗の容量があり、「五ッ内」から米櫃が五個存在したことを示している。

もう一つは西米良村大字村所の田無瀬組の仲間倉である。この仲間倉について昭和三八年頃に調査された樋口護郎氏は「宮崎県農業協同組合史」（未刊）⁽⁴⁾の中に次のように記されている。「安政三年西米良村田無瀬部落に於て仲間倉なるものを設けている。これは名称は仲間倉となつているが、明らかに社倉で、備荒、困窮者救済を目的とし、貸付または給付をするものである。而して田無瀬部落にならい、同村各部落に、明治初年より同二四～二五年頃に亘り、この制度が始められた模様で、田無瀬、鶴、団、繩瀬等の部落に後々まで継続された。

仲間倉制度の創始の動機は、同地紋藤山の共有地の稗を共済備荒のため積立てるなどを一二戸の部落民相寄り協議し、直ちに各戸より出役して倉を建設し、之に先の稗と霧島社の供穀の残りをも加えて貯蔵したのに始まっている。そしてその後各戸から稗三斗づつを出して之を基本とし、仲間員に貸与し、救済することにした。貸付は普通田植前に貸し秋收穫の後一月一日に返済することを規定とし、利息は稗三斗に付三升を原則とする。尚特殊の災禍に遭遇した人には臨時に貸与を行うことになつていて、而して一戸当り貸与最高限は六俵、最低二俵として確実を期している。尚明治二年一二月一日には倉定めを行い、古穀を新穀と全部入替え、各戸から稗五斗宛を醸出し、それと共に木綿一反、苧一反、金子一匁を倉入れしている記録が残されている。

ここに記された安政三年の田無瀬の仲間倉史料は今日残存しないので、樋口氏の調査記録は貴重なものである。田



第1図 九州中部山村の社倉の分布

無瀬の仲間倉は安政三年（一八五六）に設置されたと記されているが、西米良村役場所蔵の明治三一年雑書類の中に「農家貯蓄に関する調」があり、その中に田無瀬では農家貯蓄が明治元年（一八六八）に創始されたとある。この農家貯蓄は仲間倉とは記されていないが、穀物貯蔵を多く記してあるところから、仲間倉を意味することは間違いないであろう。その場合田無瀬の仲間倉の設置起源が安政三年と明治元年のように齟齬がある点については今明らかにできないが、明治元年設置としても米良荘では最古の仲間倉の一つと言えよう。樋口氏によると田無瀬の仲間倉ではひえを貯穀しているが、明治三〇年頃には糰米、ひえ、そば、大豆を貯穀しており、穀物貯蔵に力を入れるようになったことが分かる。沢水や田無瀬の仲間倉は米良荘では最も古い社倉であり、その後米良荘に普及した社倉の祖型（雛型）と考えることができよう。

(2) 社倉の分布と設置期間

米良荘の仲間倉は、米良の中心集落沢水を中心周辺に伝播していく。

〔小川地区〕 まず沢水で一八四六年頃設置され、若者倉（一八七三年頃）、上三財（一八八七年頃）、木浦（一八九七年頃）、上中三財（一九〇五年）と続き、沢水を中心に小川谷の上流と下流部の集落へ広がつていった。

〔村所地区〕 田無瀬で一八五六年頃設置され、桐原（一八八六年）、囲（一八八七年）、向上米良（一八八七年頃）、鶴（一八九二年）、繩瀬（一八九二年）、竹原（一八九五年）、上板谷（一八九七年）、下板谷（一八九七年）、平瀬（一八九八年）と広がつていった。

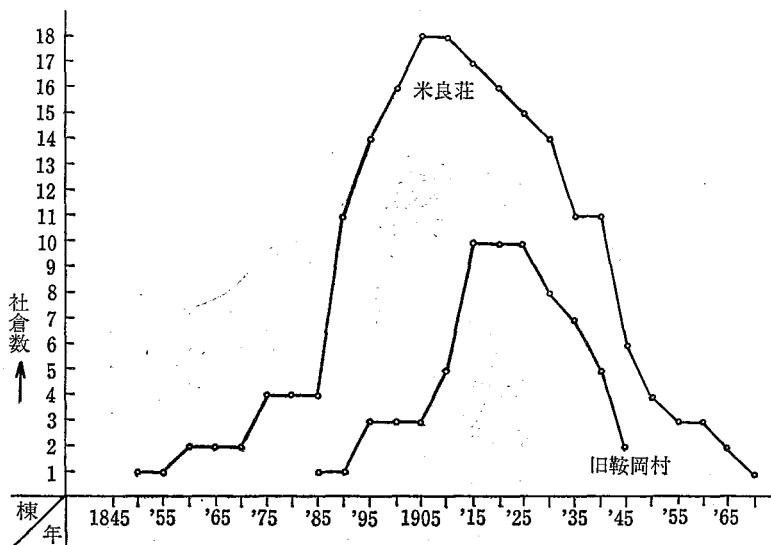
〔銀鏡地区〕 登内で一八七七年頃設置され、次いで古穴手（一八八七年頃）、河之口（一八八九年）、上原（一八九年）、戸崎（一八九四年頃）、元村（一八七七年頃）、若荷原（一九〇一年頃）、横平（一九〇七年頃）となり、銀鏡川

の上流部の集落から下流部の集落へと伝播していったことがわかる。

仲間倉は木造で茅葺か粉板葺の屋根をもち一間×三間の規模をもつものが多かった。最も規模の大きな倉は西都市大字八重字元村の三間×四間で、最も小さな倉は西米良村大字小川字中入の一間×一間の倉であった。現存する仲間倉の建物は西米良村大字小川の上三財と上中三財、西都市大字銀鏡の上原の三か所のみである。仲間倉が集落とやや距離をおいて設置されたのは火災の危険を避けるためであった。

米良莊では米を主に貯穀した仲間倉が多く、糲米または玄米、ひえ、そば、あわ、大豆、小豆、裸麦のいづれかを単独または複数で貯穀していた。貯穀品目としては①主食として重要性の高いもの、②保存性の高いもの、の二点から選ばれている。米良莊では明治期にはひえを中心に戸内谷が行われたが、開田が進むにつれて米を中心とした貯穀へと変化していく。米は糲米による貯蔵が圧倒的に多く、玄米による貯穀はわずか三か所であった。米良莊の昭和三五年頃までの常食としては、ひえ、小豆、米をまぜた三穀飯が多かつたことがら、ひえの貯蔵も多く行われた。

社倉の設置は弘化三年（一八四六）～明治一八年（一八八五）の期間はあまり活発ではなかつたが、明治一九～三八年の二〇年間に多くの社倉が設置されていった。とくに明治三八～四三年頃が米良莊に最も多くの社倉が設置されていた時期である。明治三七年には日露戦争が勃発し、全国的にも戦争遂行のため勤儉貯蓄が奨励された時期でもあつた。このような貯蓄ムードにのつて、いまだ貨幣経済の充分渗透していかつた米良莊では焼畑経営による自給自足的経済が行われており、金銭よりも穀物を主体として貯蓄が行われるようになつた。その歴史的背景としては江戸期の飢饉による悲惨な生活が、代々語り継がれてきたことも原因として考えられよう。西米良村への主要移入品をみると、明治二四年は焼酎に次いで米の移入金額が多くて一〇八〇円であり、これは移入金額の $\frac{1}{7}$ を占めていた。



第2図 社倉の年次別設置数

明治二四年の穀類移入は、米一八〇石、麦三石、雑穀三石で合計一八六石を占め、明治三十一年には米七二三石六斗、麦一九石、計七四二石六斗を占め、移入金額の第一位が米で四一%を占めるほどであった。このように明治二十四・三十年(5)の食糧移入は、当時の食糧不足を物語つてゐる訳で、食糧が當時欠乏していたことを示してゐる。明治四年には大豆が二一石一斗五升移入されただけで、逆に米は一一石五斗八升三合、小豆は一二〇石が移出されたほどで、一応この頃食糧自給が可能になつたと言えるだろう。食糧自給が可能になると、社倉は漸次廃されていった。

社倉の設置期間は明治期に廃されたものを除くと三〇年以上に亘るものが多い。ほぼ一〇〇年近く存続したと思われる西米良村大字小川字沢水の社倉を始めとして、約七〇年以上存続したのは、西都市大字上揚字河之口と大字銀鏡字原、西米良村大字村所字田無瀬と大字小川字上三財と沢水の各社倉組である。いずれも部落共同体的色彩が長く持続された集落である。社倉の設置時期の早かった社倉組が

第1表 米良荘の社倉

	社倉の所在地	社倉組の名 称	社倉制の存続期間	社倉の存続年数	1878頃の戸 数	社倉組員	倉の規模	倉 肝 煎
1	西米良村大字村所字鶴	鶴	1892 ~1949頃	(年) 約58	(戸) 23	(人) 22→30	(間)(間) 2×3	(人) 2
2	" 字桐原	桐 原	1886 ~1928頃	約43	11	10	2×3	2
3	" 字桐原・囲	村所・囲	1887 ~1922頃	約36	11	10	2×3	2
4	" 字繩瀬	繩 瀬	1892 ~1926頃	約35	7	6→13		2
5	" 字深瀬	平 瀬	1898 ~1916頃	約19	11	11		
6	" 字田無瀬	田 無 瀬	1856 ~1941頃	約86	9	12	2×3	2
7	" 大字板谷字宇戸谷	上板谷	1897 ~1910	14	24	21		2
8	" 字池之元	下板谷	1897 ~?		9	9		
9	" 大字竹原字一番之久保	竹 原	1895 ~1907頃	約13	30	32→33	2×3	4
10	" 大字上米良字囲	堂 之 元	? ~1943頃		12	13	1×2	2
11	" 字二畠之谷	向上米良	1887頃~1940頃	約54	10	21	2×2	2
12	" 大字横野字横野	横 野	1896 ~1937頃	約42	42	32	3×3	2
13	" 大字小川字日平	木 浦	1897頃~1940頃	約44	20	6	2×3	2
14	" 字中入	助 八 重	1897頃~1940頃	約44	3	3	1×1	1
15	" 字折立	上 三 財	1887 ~1967	81	7	11	2×3	2
16	" 字麻藪	上中三財	1905 ~1941	37	6	6	1.5×2	2
17	" 字松原	下中三財	? ~1960頃		5	7		2
18	" 字鮎川原	小川の若者組	1873頃~1924	約52		約40		2
19	" 字麿之巣	小川・囲	?			8		2
20	" 字井手之谷	沢 水	1846 ~1941頃	約96	} 13	9	1.5×2	2

21	"	字下原	下三財上	? ~1940頃		2	6			2
22	"	字鈴原	下三財下	? ~1940頃		3	7			2
23	"	大字越野尾字越野尾	越野尾	? ~1878頃		41	41	2.5×3		
24	西都市大字上揚字横平		横 平	1907頃~1952頃	約46	4	5→6		1	
25	"	字河之口	河 之 口	1889 ~1961頃	約73	5	10		2	
26	"	字古穴手	古 穴 手	1887頃~1930	約44	7	8	2×3.5	2	
27	"	大字銀鏡字登内	登 内	1877頃~1937頃	約61	12	12	1.5×2	2	
28	"	字茗荷原	茗 荷 原	1901頃~1907頃	約 7	10	8	2.5×2.5		
29	"	字上囲	銀鏡・囲	1921以前~1939頃	約19	15	12		2	
30	"	字原	上 原	1890 ~1970	81	11	11	2×2	3	
31	"	字田之元	栗 田	? ~1949頃		12	11			
32	"	字中島	中 島	?		11	11	2×2		
33	"	大字八重字元村	元 村	1897頃~?		23	22	3×4	2	
34	"	字上鶴	上 鶴	?		9	9			
35	"	字柳	柳	? ~1921頃		8	7		2	
36	"	大字中尾字中入	中 入	? ~1922頃		7	7	1.5×2.5		
37	"	字戸崎	戸 崎	1894頃~1902頃	約9	4	4	1×2	1	
38	"	字中野	中 野	? ~1930頃		9	10		2	
39	"	大字尾八重字尾八重		1875頃						

(注) 1878年頃の戸数は平部嶠南「日向地誌」による。

社倉制の存続期間も長かつたものである。これと逆に社倉制の存続期間の短かつたのは、大字銀鏡字茗荷原と大字中尾字戸崎の一社倉組である。茗荷原では倉件間の一部に返済が滞っていの制度を短期間で廃止してしまった。社倉の

存続期間は平均約四五年間であった。

(3) 仲間倉制

ここで仲間倉制について述べる。

【名称】米良荘の社倉は一般に「仲間倉」または「倉」と呼ばれていた。西米良村役場文書の中で「仲間倉」と記されているのは、「諸調書類綴」(明治二二年一〇月)の中に「本村各字に於て從前仲間倉と云ふ者ありて僅少なる米雜穀を積み來候」と記され、大字村所字平瀬組の倉を「中間倉」(明治三一年)と記したもの位である。社倉組が所持している資料の中には、大字小川の上中三財の明治三七年の「中間倉諸事控」⁽⁶⁾や上三財組の明治三〇年一一月の「上三財中間倉」など、仲間倉の名称が記されている。西都市大字銀鏡の上原組が「共有倉」の名称を用いているが、これは他の組では使用されていない。小川部落では明治一三年の「小川村外三か村連合会に於て決議」⁽⁷⁾の中に「社倉米」とあるように、社倉の名称も用いられたと思われるが、それが使用されているのは上三財組と青年会社倉位である。この「社倉」の名称が使用された範囲も小川と尾八重の両部落だけで、一般にはほとんど使用されなかつた。「社倉」の名称は普及せず、「仲間倉」の名称が普及したのは、「社倉」の名称がなじみの薄い言葉であったことを示している。

【設置の目的】明治三一年の「農家貯蓄に関する調」で仲間倉の設置の目的は明瞭である。すなわち「当組合に積置き飢饉の年または天災の時に支出するの目的」(横野村組、上板谷組、下板谷組)、「困難の時」(村所の田村組)、「非常の場合」(鶴村組)、「不幸の節」(竹原組)、「若しやの年の用意」(平瀬組)、とあるように明らかに備荒貯穀であった。しかも昭和に至るまでその目的が不変であったことは、「上原共有組合積穀中止覚書」(昭和四五年八月)⁽⁸⁾に

も「食料飢饉と非常時に備えて倉入穀」とあることから明瞭である。この仲間倉には穀物を中心と貯蔵したが、後には同時に金銭も貯蓄した組があり、この金銭の貯蓄を黒木博氏は「仲間金」^{なかまぎん}と呼んでおられる(9)。

〔倉仲間〕 西米良村大字小川の上中三財では倉仲間の組織を「倉組」と称し、倉仲間は講中または倉組合者と呼ばれた。西都市の上原では共有者と呼ばれた。倉仲間に加入するには土着の農民で田畠を所有する者に限られていた。田無瀬では倉仲間を単に仲間と呼び、本家つまり長男だけしか仲間に参加できなかつた。二・三男は分家しても田畠を分けて貰えなかつたからである。米良莊の倉仲間は平均一二人であり、最も多かつたのは越野尾(四一人)、竹原(三人)、横野(三三人)、若者組(約四〇人)で、最も少なかつたのは大字小川の助八重の三人である。

〔倉肝煎〕 米良莊の仲間倉の管理人を倉肝煎と称し、倉に収納されている道具や穀物を借用する際には倉肝煎に申し出た。倉肝煎の選任方法は選挙と推薦によるが、倉仲間の有力者が選ばれていた。倉肝煎は二人のところが圧倒的に多く、倉仲間の少ない場合は一人であつた。竹原部落では一つの仲間倉であつたため、上組、中組、下組から一人ずつの倉肝煎を定めてその上に大肝煎を置いていた。西都市大字銀鏡の上原組も倉仲間は一人であつたが、三人の倉肝煎がいた。

〔倉入穀と倉出穀〕 田植時や盆時や葬式の際に穀物を借用することを倉出しといふ。古穀と新穀を入れ替えるために、九月に非常用として五斗位残し(これを用心穀といふ)、残余を倉仲間に平等に貸出した。一二月か一二月に貸出した穀物に利息を付して倉入穀した。西都市の河之口組では、倉出しを積出または貸出、倉入れを積石、倉石、穀入石、穀米取立と称していた。八重の元村組では「倉穀入れ」と称していた。また借用穀が返済できない場合は、押直^{おしながし}と称して、倉入穀した穀米をその場で再び借用した。つまり未納である。

〔倉祝い〕 倉入穀日に倉祝いと称して、倉の米を一部炊飯して倉仲間が一緒に食事をした。西都市大字銀鏡の岡組は倉米の虫干しの日にその一部を食べて倉祝いをした。倉祝日は米を食べる数少ない楽しい日であった。倉祝いの行われる家を倉祝宿と称し、倉仲間のいずれかの家が選ばれた。倉祝いは倉仲間の共同意識を高め、新米の倉入穀祝いであり、災難に備えて貯穀をする祝であった。

〔借用穀の利息〕 倉穀物の貸出には葬式や火災などの災難にあつた時貸出す不幸貸出と田植時や益時や古穀と新穀を交換するために貸出す一般貸出とがあつた。古穀を新穀と交換する目的で貸出す場合には利息はなかつた。不幸貸出のみを認めている組ではこれに利息を付したが、一般には不幸貸出には利息をつけないのが普通であった。普通貸出の場合の利息は二割が多かつたが後には一割に下げられた。

〔元資としての貯穀法〕 元資については「農家貯蓄に関する調」（明治三一年）に次のように記してある。下板谷組は「一か年に一回づつ玄米一斗五升積込」、横野村組は「玄米一か年一回一斗五升づつ」、桐原組は「毎年米は一斗五升、稗は四斗、蕎麦一斗一升づつ積み」、繩瀬組は「貯蓄は一年に米は一石、稗は一石七斗、小豆は一年に二斗五升、蕎麦一斗五升積む者なり」、鶴村組は「米穀一斗、稗三斗、但し蕎麦は明治參拾年に於て中間木場をこしらへ是を積む」とある。これらの資料は、一年間に倉仲間が元資として平等に倉入穀する量を示したものであるが、下板谷組と鶴村組では二年間の積石を元資にし、桐原、横野、繩瀬では一年間の積石を元資にした。田無瀬村組では「稗米共一度積み年々貸付、其利を以て貯蓄致す者なり」として、貯穀は元穀の運用によつて利息を加算していく。このように米良莊の住民が組毎に平等に穀物を出し合つて貯穀をしたので、社倉の性格をよく表現している。

(4) 社倉と集落との関係

第2表 明治11年頃の米良莊の小部落と社倉組との関係

村名	小部落	社倉組	村名	小部落	社倉組
上米良村	上 村 (戸) 16	ナ シ	上揚村	古 穴 手 (戸) 7	古 穴 手
	下 村 13	ナ シ		野 地 3	ナ シ
	堂ノ下 村 12	堂之元		三 川 4	ナ シ
	向 上 米 良 10	向 上 米 良		一 横 5	ノ ロ シ 平
村所村	轟 田 瀬 2	田 無 瀬	銀鏡村	浜 砂 4	ナ シ
	無 瀬 9			閏 15	閏
	津 桐 留 23	鶴 桐 原		小 中 4	中 島
	桐 閏 11	桐 閏		登 内 6	登 内
	繩 瀬 7	繩 瀬		原 12	原 原
	平 瀬 11	平 瀬		原 10	原 原
小川村	尾 股 11	シ	八重村	原 11	シ
	鈴 助 1			杖 8	ナ
	八 重 3			長 元 3	元
	半 七 屋 地 1	下三財 下		元 20	村
	下 ノ 砂 碓 1			柳 8	柳
	流 合 2	下三財 上		上 柳 9	鶴
	下 小 川 2			津 留 9	田
	坊 主 園 13	閏・沢水		栗 ノ 木 7	栗
	松 原 4			八 重 5	
	間 ノ 川 5	下中三財	中尾村	户 崎 4	崎
上揚村	田 中 6	上中三財		中 入 7	入
	古 屋 3			秋 2	シ
	追 敷 4	上 三 財		奥 8	シ
	ヒ サ ゲ 2			中 15	野
	木 原 3	木 浦		鳥 9	シ
	浦 20			古 5	ナ
	征 矢 拔 7	ナ シ		仏 5	ナ
	土 屋 2	ナ シ		木 4	シ

(注) 村名と小部落は、平部嶺南「日向地誌」昭4刊による。日向地誌のうち児湯郡は明治11年の資料収集により記載されている。

寛政二年（一七九〇）の米良荘の村（一七か村）⁽¹⁾と社倉組とを対比すると、上板谷、下板谷、竹原、田無、瀬、鶴、繩瀬、越野尾、登内は近世の村を踏襲し、横野の社倉組は二つの村を合併したものであり、他は一つの村がいくつかの社倉組を形成していた。つまり社倉組は近世の村を基礎としながらも、もつと下級の単位の小部落を中心にして成立したものであることがわかる。山村では小村や疎塊村が多く分布するところから、地形的にもまとまりやすい単位が社倉組として成立したものであらう。すべての小部落で社倉が設置されたものではなかつた。これによつても社倉設置が各部落や小部落で自主的に設置されていったことがわかる。

この社倉組は穀物を貯蔵する他に、不幸の際に用いる葬式用の道具が備えられていた所が多かつた。たとえば鶴、桐原の匂、竹原、向上米良、木浦、上三財、上中三財、下中三財、沢水、下三財下、河之口、元村などの社倉組では松明、高膳、座布団、椀などを組員の数だけ備えていた。そのような所では葬式組と社倉組が完全に一致していた。ところが、この社倉組は普請組と一致することは少なかつた。大正期まで茅葺屋根がほとんどであったこの地方で、屋根の葺替には多くの労働力を必要としたが、社倉組は平均一二戸位から成りたつてゐたので、これだけの労働力では不充分であつた。二～三の社倉組が一つの普請組になることが多かつた。屋根の葺替の際には惣頼母子講が開かれることが多かつた。

三、旧鞍岡村の社倉について

(1) 備粋倉の分布と備粋倉制

鞍岡村の社倉が最も多く設置された時期は、明治四〇～四五年にかけてであり、古くても江戸時代まで遡ることは

なかつた。そして備糲倉は昭和一〇年から一五・一六年頃にかけて廃されていった。備糲倉の設置期間は平均約三年間である。備糲倉の分布を考える場合に、まず鞍岡村の庄屋がいた揚小部落で始まり、それが鞍岡村内に広く伝播していったものであるが、それも北から南へ伝播して小切畠小部落より南へは広がらなかつた。それは小切畠小部落付近までが寺村小部落にある浄土真宗西本願寺派金光寺の檀家の分布するところで、金光寺の前住職松井善静氏が布教のかたわら、備糲倉制を奨励したことが大きな理由と解される。松井氏の子息によると、松井氏が備荒貯穀の必要性について檀家にしばしば語つておられたという。松井氏は寺村糲備組合の組員であり、その経験を通して、丁字、折立、長峰、道の上、原尾野、倉本などの小部落に備糲倉制を奨励されたものであろう。備糲倉の存在しない小部落では、米の必要な場合に水田を多く所有する家から米を借用して、「テーマモドシ」で返済する方法がとられていて。

米良莊と異なり、鞍岡村では独立の備糲倉は道の上組と長峰組の二か所で設置されたに過ぎなかつた。これは鞍岡村には倉をもつ農家が、小部落の中にも大抵一戸二戸存在したからであり、その既存の倉に共有の糲備箱が置かれて、それを備糲倉と称していた。

次に備糲倉制について述べよう。

〔名称〕 組合名が備糲組合、糲備組合と呼ばれるように、一般に「糲備もみび」と称し、そのための倉を「備糲倉」と称していた。独立した備糲倉を所有しない場合は、共有の糲備箱を持っていた。この名称から明らかのように備荒貯穀であった。このような名称は、鞍岡村で最も早く設立された揚組の「備糲組合」に範を求めたことから、それが普及したものであろう。

〔貯穀品目〕 鞍岡村ではすべて糲米が貯穀されていた。当時鞍岡村でも焼畑耕作が盛んであったことから、とうもろ

第3表 旧鞍岡村の社倉

	集落名	社倉組名	現世帯数	社倉組員	社倉の存続期間	貯蓄品目		貯穀管理人	穀米貸出利子
						穀米	金錢		
A	荻原	穀備組	15	(人) 18	1895 ~1946	○	○	(人) 1	15%普通貸出, 10%不幸貸出
B	揚	備穀組合	16	11	1892頃~1946頃	○	○	2(世話方)	10%普通貸出, 0%不幸貸出
C	原尾野		13	10	1912頃~1926頃	○		2(世話方)	20%普通貸出, 0%不幸貸出
D	道の上	穀備組合	35	16	1912頃~1941頃	○		2(組合長)	20%普通貸出
E	長峰	長峰貯穀組合	11	12	1911頃~1936	○		1(組合長)	10%普通貸出
F	折立		9	6	1912頃~1937頃	○		1	10%普通貸出
G	寺村	寺村穀備組合	8	4	1907頃~1941頃	○		1	20%普通貸出
H	芋の八重		13	10	1907頃~1941頃	○		1	10%普通貸出
I	丁子		13	12	1912頃~1926頃	○		1(オヤカタ)	20%普通貸出
J	倉本		15	13		○			
K	小切畠		17	22	1884 ~1932頃	○	○	1	10%普通貸出

しかし、大麦、そばが多く生産されていましたが、これらの穀物は貯穀されなかつた。鞍岡村では水田もあり、米の生産もかなり行われていたが、住民の食糧をまかなうにはまだ不充分であつた。米を貯穀するようになった理由として次の川崎が考へらるるに因る。

⑤米の生産量は比較的多かったのに消費可能量が少なく、そのために米に対するあこがれが強く、穀物の中では米の利用者がもつとも多いことから、米の貯蔵が行われるようになつた。

⑥葬式の際には葬式組の人々が、不幸のあつた家に御供物として白米一升を持ち寄る習慣があり、米の端境期になると米を手に入れることが困難となり、そのための粒備が必要であつた。

⑦米がハレの食事として珍重された。すなわち田植労働、盆時の親類の集まり、などにおける馳走に米飯を必要とした。

社倉穀は、明治以降貨幣経済になると漸次金銭の貯蓄に代えられていった。鞍岡村のように明治以降普及した社倉制では、穀物の代りに金銭が貯蓄されるようになつても当然だと思われる。鞍岡村の荻原、揚、小切畠の社倉組が穀米の他に金銭も貯蓄して運用していた。しかし、多くの社倉組で穀米のみの貯穀に終つたのは、金銭より米の必要性が大きかつたことを示すものであろう。

〔倉管理人〕 倉管理人は一~二人であり、世話方、組合長、オヤカタと呼ばれた。米良莊では倉管理人として二人が選ばれ、社倉穀の運用にあたつて不正を未然に防止していたが、鞍岡村では倉管理人の他に、共有の粒備箱をあづかる人がいたので、倉管理人は一人でもよかつたと思われる。倉管理人は選挙により選ばれたが、任期は様々であつた。

〔利息〕 穀米の普通貸出の利息は一〇~二〇%であった。荻原組のよう明治二十九年(一五%)→明治三十三年(二〇%)→明治三八年(二〇%, 一五%, 一〇%)→明治四三年(一五%, 一〇%, 五%)とほぼ五年毎に利息改定を行つて、利息を下げる同時に、貸出期間に応じて利息規定を定めた社倉組もあつた。また普通貸出利息を一〇~二〇

%に定め、それは社倉運用期間中変更されることはなかつた。不幸貸出については揚と原尾野の社倉組だけが○%となつていた。

(2) 社倉設置の背景

鞍岡村には、明治三〇年⁽¹⁾の耕地として水田一四一町四反、畠二〇八町七反あり、同四〇年⁽²⁾には水田一七七町四反七畝二六歩、畠二一九町七反二九歩と拡大して耕地は全面積の約五%を占めていた。この畠の中には焼畠が含まれるが、その割合については明らかではない。昭和六年の「鞍岡村誌郷土の光」⁽³⁾によれば「耕作反別は田地二一二町八反、畠地一九一町八反にして他村に比し耕作反別尠からざれども用水開鑿其の他の事業により負債を生じ、為に田畠他町村の所有に属するもの多く約 $\frac{1}{4}$ （二三%）に達せんとし其の経済上に及ぼす影響甚だ大なり」とある。

そこで明治四〇年と昭和五年の資料により他町村より所有せられる土地についてその実態をみる。まず明治四〇年の「鞍岡村是」によると、他郡他町村に所有する土地は田一反三畝二一步、畠三反二畝二六歩であるのに対し、他郡他町村より所有せられる土地は田五六町一反五畝一〇歩、畠六六町五反八畝一步で、山林、原野を含めると二五七町一反二畝二五歩（全面積の一六%）となり、その内熊本県阿蘇郡馬見原町⁽⁴⁾より所有せられる土地が二五四町四反三歩（九九%）と圧倒的に多かつた。これが昭和五年には他町村に所有せられる土地が三六八町八反六畝一〇歩と全面積の二四%にさらに増加している。但し水田は明治四〇年の五六町一反五畝一〇歩から昭和五年には五一町一反一畝一〇歩に減少したことが注目される。明治四〇年頃から昭和五年頃まで、すなわち日露戦争後から昭和農業恐慌の頃までは、前の時代には手作り地主であったものが、いわゆる寄生地主に変貌していった時期だとされている⁽⁵⁾。他町村

第4表 西米良村と鞍岡村の比較

明治40年頃の土地利用

種 別	西 米 良 村		鞍 岡 村	
	面 積	割 合	面 積	割 合
水 田	町反畝歩 112. 2 823	(%) 3	町反畝歩 177. 4 726	(%) 11
畑	685. 3 900	19	219. 7 029	14
宅 地	20. 0 502	1	19. 7 623	1
山 林	2612. 3 105	74	487. 1 814	31
原 野	107. 0 413	3	692. 4 911	43
雜 地	807	0		
計	3537. 1 620	100	1596. 6 313	100

明治40年頃の耕地所有区分

耕 地	西 米 良 村		鞍 岡 村	
	戸 数	割 合	戸 数	割 合
(町) (町) 0~0.49	(戸) 84	(%) 22	(戸) 305	(%) 47
0.5~0.99	51	13	162	25
1.0~4.99	221	57	151	24
5.0~9.99	28	7	19	3
10.0~	1	1	9	1
計	385	100	646	100

明治20~30年頃の自作・小作農

年 自・小作別	西 米 良 村		鞍 岡 村	
	明24の戸数	割 合	明30の人数	割 合
自 作 農	(戸) 360	(%) 91	(人) 165	(%) 14
自 小 作 農	30	8	974	83
小 作 農	4	1	42	3
計	394	100	1,181	100

313 九州中部山村の社倉の分布とその意義

主な食糧の1人当たり年間消費量（明40頃）

	西米良村	鞍岡村
米	(斗) 5.88 1.16 3.94 11.43 1.22 2.01 0.37 (貫) 23.660	(斗) 3.91 3.62 0.01 0.06 0.02 0.05 6.47 (貫) 2.375
大裸ひあそとうもろこしがん	麦 麦 え わ ば 譜	

(注) 資料：西米良村是（明41），鞍岡村是（明40），西米良村統計（明24），西臼杵郡統計書（明31）

に所有せられる土地の増加はこのことをよく示している。馬見原町の酒造業者の土地集積がとくに顕著であった。馬見原町の酒造業者は開田資金を鞍岡の農氏にも貸与したが、抵当としての水田や山林が酒造業者の手に渡り、農民の多くが自小作農化していった。

明治四〇年頃の鞍岡村の農民の中に、零細農民が非常に多かったことは、耕地所有区分をみれば明らかで、五反未満が四七%を占め、五反未満階層が二五%と一町未満階層が七二%を占める。水田の所有をみれば五反未満が五七%，五反一町が二九%，一五町が一三%である。すなわち五一〇町歩の大地主が一戸、一五町歩までが二六戸で一四%が上層農家を形成しており、下層農民が多かった。鞍岡村では階層分化が相当進んでいたとみなければならない。

鞍岡村の主食を中心とした食糧事情は一人当たり米三斗九升一合の年消費で、これにとうもろこし六斗四升七合、大麦三斗六升二合を加えたものであつた。明治三九年頃の西臼杵郡各村¹⁶⁾の米の消費量は概して少なかつた。米の一人当たりの年消費量でやや多かつた三ヶ所村でも四斗二升二合であり、岩戸村は一斗七升九合と極めて少なかつた。それに比べると、西米良村の穀物消費量¹⁷⁾は米五斗八升八合にひえ一石一斗四升

三合、裸麦三斗九升四合、大麦一斗一升六合、あわ一斗二升二合、そば一斗一合となつていて食糧事情はかなりよかつた。西米良村の主食に近い食糧の年消費量は、穀物二石六斗一升六合、いも（里芋と甘藷）六九貫六三〇匁に対し、鞍岡村は穀物一石四斗二升八合といも三八貫八四〇匁である。食糧事情は鞍岡村が極めて厳しかつた。鞍岡村と隣村の三ヶ所村（ここは社倉が存在しなかつた）を比較しても、三ヶ所村の穀物消費量が二石六升三合でいもが四一貫四四一匁であり、鞍岡村よりもかなり多く豊かであつた。

明治四〇年の鞍岡村の農産物の中で多く移出されたのは、米、大麻、なたね、葉藍、里芋であり、山産物としては椎茸、山鱈、楮皮であり、農産加工品としては麻布、網糸であった。大正三年⁽¹⁸⁾になると米を始め枕木、牛、椎茸、馬、松板、大麻、下駄木、杉板、栗実、木炭、薪、とうもろこし等が移出された。明治四〇年には鞍岡村で生産される米の七割が移出されていた。これは地主への小作米、または現金を得るための換金作物としての役割をもつたからである。明治四〇年の米の移出量は三三〇石で、多くの米が販売されたのは馬見原町に酒造業者が多かつたためで、現金収入源として米が最も重要な産物となつていたことが分かる。大正三年の鞍岡村の米の消費量は一四五石で、明治四〇年の七一五石七斗七升三合からかなり増加した。昭和一六年には米の配給制度が行われたために鞍岡村の米の消費量は八四四三石にふえ、移出量は九九五石になつた。このことは社倉制による米の貯穀の必要性が減じたことを意味しよう。

鞍岡村でも明治三〇年以降開田事業は着実に続けられ、明治三〇年から昭和四年までの間に約七〇町歩の水田の増加となつた。それに伴う米の生産量も増加しているが、反当収量は必ずしもふえなかつた。

このように零細農民が多く、生産した米の多くを移出に廻さねばならなかつたために、非常時に備え、葬式の際に

葬式組の人々への接待用の米を確保するために、小部落で共有の米を備蓄するようになった。これが備粋倉制である。

四、結言

西米良村では明治四〇年頃⁽¹⁹⁾には耕地の所有において階層分化はまだ著しくなく、五町未満の耕地所有戸数が九二・%を占めた。しかし一町未満の階層が三五・%を占め、とくに五反未満農家が二一・八%にも及んだ。このようなな細農民は乏しい食糧生産を補う意味でも社倉制が必要であつたし、農民の零落防止には社倉制は有効であった。鞍岡村の農民は五反未満の階層が四八・一%にも及び、社倉制による端境期の食糧確保は米良莊より必要であった。西米良村の場合、明治四〇年には一人当りの米消費量は年五斗八升八合であつた。これは西白杵郡や阿蘇郡の村々⁽²⁰⁾と比較してもそう低い方ではない。そうなると食糧の低生産地域でも知識階級の存在が社倉を設置させていったといえる。

米良莊の大字小川には「社倉」の名称が残されているが、社倉制についての知識を小川の住民は誰から学んだのであろうか。幕末の家老米良重常の墓碑銘(明治二年建立)には「慶応丁卯遂為家老。時国内乏儲蓄公私俱困、君乃計買穀隣国 約立年限稍償其直。倣社倉遺制以賑貧民。國中大悅」とある。米良領主則忠の嫡子龜之助(のちの米良武臣)は万延元年(一八六〇)に熊本の名和真民の塾に遊学している⁽²¹⁾が、名和真民⁽²²⁾は山崎闇齋学派の朱子学者であり、川齋護公に召されて儒官となり、江戸にも公に隨行しており、晩年飽田郡台の村で家塾を開き、多くの塾生に教えた

という。領主米良則忠は、嫡子亀之助を名和真民の塾に遊学させたことから、文久元年（一八六一）に名和真民を米良に招聘した⁽²³⁾。しかし、名和真民が老令であったので文久二年には真民の三男で家塾を開き教授をしていた範藏が代って米良莊に来て文芸を講じた。

米良莊の知識人が名和父子から朱子学を中心とした學問や常平倉、義倉、社倉の各制度について、なかでも社倉制について学んだことは当然推察されよう。名和父子が招聘された文久元～二年には、米良莊には沢水（弘化三年）や田無瀬（安政三年）のように、すでに仲間倉が設置されており、これを聞いた名和父子が社倉である仲間倉を貧困な米良山村を救済する一方法として奨励したものであろう。米良莊で「仲間倉」の名称が普及し、「社倉」の名称があり普及しなかつたのは、すでに「仲間倉」の名称が存在していたからであろう。

鞍岡村の揚には延岡藩時代に庄屋宅があつて、明治五年から一二二年の町村制施行までは戸長役場が設置された。したがつて鞍岡村の知識人は揚に集中していた訳で、庄屋や戸長は備穀についての知識をもち、備穀倉制が揚から起つたのも当然であろう。

米良莊や鞍岡村の社倉は大字を単位に設置されたものはごく僅かで、大部分は大字内の小地域を単位にして設置された。その小地域は多くの社倉組が葬式組と一致するところから、明治以前から存在していた伝統的な葬式組を基礎に成立していったようである。米良莊や鞍岡村の社倉を核とした機能地域は当該山村の基礎地域と考えてもよいであろう。山村ではともすれば焼畑耕作をやり集落が散在するために離散しがちな住民を小地域毎にまとめるのに社倉制は大変効果があつた。

熊本県八代郡泉村にある五家荘と同県球磨郡五木村には社倉が存在しなかつた。五家荘でも五木村でも地頭名子制

が発達しており、昭和三〇年頃まで焼畑小作制⁽²⁴⁾が存続していたのである。焼畑小作では分益小作と労働小作が多くみられたけれども、小作料として杉や桧の植樹なども後にはみられるようになつた。このように地頭に隸属する名子が多く存在した地域では飢饉の時など名子は地頭の経済力に依存することが多かつたようである。五家荘は、葉木、椎原、久連子、樅木、仁田尾の五部落からなり、仁田尾と樅木が左座姓の地頭、葉木、椎原、久連子が緒方姓の地頭であった。近世よりこの五人の地頭を大庄屋として、村民は地頭を「殿」と呼称し、地頭より土地を借りて焼畑經營を営んでいたのである。五家荘では焼畑作業における労働力の必要性から共同焼畑は存在したが、社倉などの備荒貯穀は行われなかつた。これは名子がより強く地頭と結びつき、地頭の経済力や政治的手腕に依存することが多かつたからである。江戸期の飢饉には五家荘の地頭は富岡代官に拝借銀や拝借米の願いを出し⁽²⁵⁾住民の救済を行つてきした。明治以降は不作の年に分益小作による小作料を半年より低率にすることにより救済したようである。地頭が社倉の設置を奨励しない限り、このような地域では社倉の設置は行われなかつた。

米良荘では、安政三年（一七七四）の人高では百姓二五七八人、士二一四人となつてゐるが⁽²⁶⁾、米良荘に居住する住民は領主を除いて皆農業をしないと生活できなかつた。廢藩置県後には領主から米良荘の土地をすべて民有林として与えられたので当時は階層間にあまり格差がなかつたのである。米良領主一家は廢藩置県後明治四年一二月一四日には鹿児島県永吉村へ移住した⁽²⁷⁾。残された米良山村民は相互扶助により、社倉制などをとり入れて経済的貧困さを克服した。米良荘の地頭は明治以降はいないから、五家荘、五木村のような地頭名子層というつながりは米良荘では廢藩置県後はみられなかつた。これは鞍岡村でも同様であった。地頭一名子層という縦のつながりの強い山村社会では社倉制がみられず、地頭のいない横のつながりの強い山村社会で社倉制が分布することは大変興味あることで

ある。

注

- (1) 米良莊は、慶長六年（一六〇一）に徳川家康が人吉藩主相良長毎に命じて米良重隆をして鷹巣山を守らせた地域で、人吉藩領地であったが、米良氏が実質的な統治者であった。米良氏は旗本格の交代寄合家として五年に一度の参勤交代をした。
米良莊は現在、西米良村、西都市（旧東米良村と旧三財村大字寒川が編入）、木城町（大字中之又が編入）に分かれている。
- (2) 筆者は從前主に次のようなものに発表した。
 - 拙稿「宮崎県米良地方の社倉について」熊本商大論集三八号 昭四八・一
 - 拙稿「宮崎県米良地方の社倉制」熊本商大論集四一号 昭四九・一
 - 拙稿「米良地方の社倉」社会と伝承一四一二号 昭四九・一二
- (3) 最近、浜谷正人氏は「近代日本農村の地域的変容」人文地理二八一五の中での、東北地方の郷倉制の空間構造について大変興味ある論考を発表された。
- (4) 拙稿「宮崎県西米良村の部分的協業經營」(1)(2) 熊本商大論集四四号・四五号 昭四九・一二、昭五〇・九
- (5) 宮崎県立農業協同組合講習所所蔵、樋口氏が故人となられたため、未刊になつてゐる。
- (6) 明治二四・三〇・四〇年の資料は西米良村役場所蔵の資料による。
- (7) 上中三財の上米良 哲氏所蔵。
- (8) 野田敏夫「西米良村史」八三六頁 西米良村役場発行。
- (9) 西都市銀鏡の浜砂正衛氏所蔵。
- (10) 黒木博「米良の三仲間制度」西米良村史八三九一八四六頁所収 この中で、黒木氏は米良地方には仲間倉、仲間金、仲間木場の三仲間制度があつたと述べている。
寛政二年の村は「肥後国球磨郡米良山郷村并人高帳」（西米良村史二二〇一二二二頁所収）による。

- (11) 明治三十年の資料は、宮崎県西臼杵支厅所蔵「明治三十一年西臼杵郡統計書」による。
- (12) 明治四〇年の資料は、西臼杵郡五ヶ瀬町役場所蔵の「鞍岡村是」(明治四〇年一月刊行)による。
- (13) 五ヶ瀬町役場所蔵。
- (14) 馬見原町は現在蘇陽町となる。
- (15) 柏 祐賢「改訂日本農業概論」昭四四・五
- (16) 西臼杵郡の各村是による。
- (17) 「宮崎県兒湯郡西米良村是」(明四一・一二刊行)による。
- (18) 鞍岡尋常高等小学校編「鞍岡郷土誌」(大七・四刊行)による。
- (19) 「西米良村是」による。
- (20) 阿蘇郡の各町村是による。
- (21) 西米良村史。
- (22) 「続肥後先哲偉蹟」卷九 八二一頁。
- (23) 上野福男「五家荘の焼畑耕作」地評一四一二
- (24) 三浦保寿「九州山地における焼畑經營隔絶山村の研究」人文地理四一六
- (25) 佐々木高明「日本の焼畑」昭四七・五
- (26) 五家荘仁田尾の左座力男氏蔵「明治四十四年写之 左座家由緒伝録」による。
- (27) 「西米良村史」二一七~二一八頁所収の史料による。
- 「西米良村史」九一三頁。